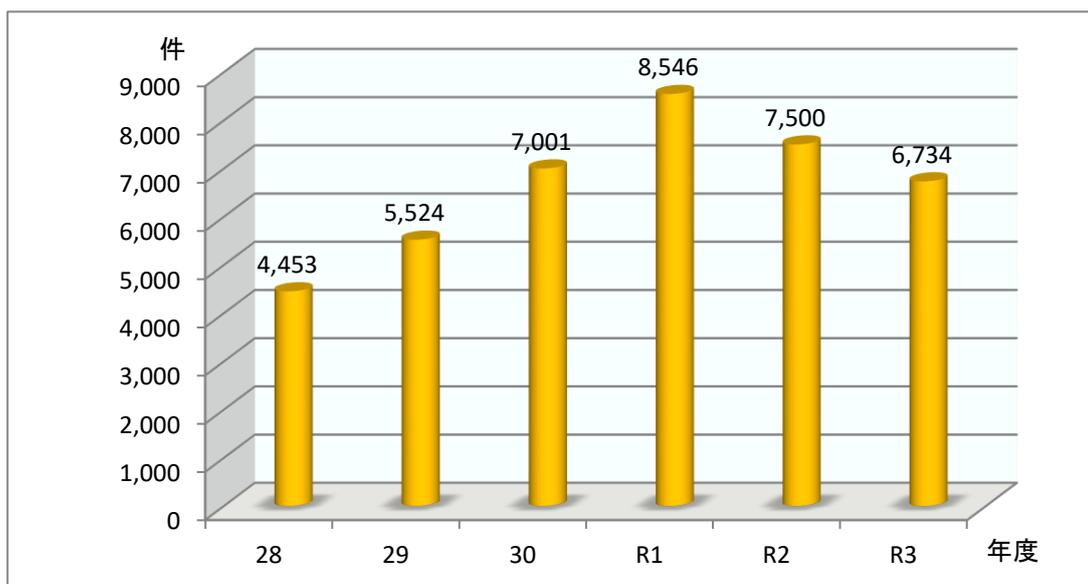


19 薬剤管理指導料算定件数

解説

薬剤管理指導管理料は、医師の指示に基づき薬剤師が直接入院患者の服薬指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。有効かつ安全な薬物療法がおこなわれていることを担保するものであり、より高い算定件数が望まれます。

実績



自己点検評価

令和3年度の薬剤管理指導料算定件数は6,734件であり、前年度と比較して766件減少した。令和2年10月より病棟薬剤業務実施加算1の算定を開始し、年間を通して1病棟当たり週20時間の病棟業務時間を確保したことから薬剤管理指導件数は前年度よりもさらに減少しているが、病棟薬剤業務の実施により、質の高い薬物療法支援、薬剤管理指導の提供が可能となっている。

定義

医科診療報酬点数表における、「B008 薬剤管理指導料」の算定件数。レセプト算定ベースで算出しています。

算式

実数